

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、令和元年10月3日に実施した消防局の財務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年11月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査対象事務

負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

2 監査の日程

平成31年4月26日から令和元年10月3日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和元年11月13日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>消防総務課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、相模原市消防団運営交付金において次のような事例が見られた。</p> <p>(ア)相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)に基づく補助金等の額確定通知書(以下「通知書」という。)を消防団に通知していなかった。</p> <p>(イ)補助金規則に基づく補助事業等実績報告書の添付書類に計算誤り、記載漏れ及び誤記が散見された。</p> <p>補助金規則では、補助事業等実績報告書等の審査により補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し適合すると認めるときは、交付すべき補助金額等の額を確定し、通知書により当該補助事業者等に通知する旨が規定されている。今回の事例では交付金額そのものに誤りはなかったものの、審査に付された書類</p>	<p>平成31年4月26日から令和元年10月3日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>相模原市消防団に対し通知していなかった額確定通知書につきましては、令和元年7月10日に当該団体へ通知しました。</p> <p>また、当該補助金に係る具体的な必要書類を記載したチェックリストを8月に作成し、予算執行時の決裁文書に添付し活用することとしました。</p> <p>今後につきましては、チェックリストを基に必要書類の確認を複数の職員で行い、適正な事務遂行に努めてまいります。</p> <p>次に、補助金規則に基づく補助事業等実績報告書の添付書類に計算誤り、記載漏れ及び誤記があったことにつきましては、修正が必要な書類について、作成者である相模原市消防団に訂正依頼し7月12日に正しい内容で再提出を受</p>

には誤り等が散見され、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合することを示す通知書を発出することなく支出に関する事務を完了していたことは、補助金等の支出における公益性、公平性及び透明性の確保という観点において、疑念を生じさせかねない不適正な事務処理と言わざるを得ない。

今後、補助金等の支出に関する事務の執行に当たっては、改めてその重要性を認識し、関係書類の記載内容を精査・確認するとともに、事務処理方法や確認体制を見直すなど、再発防止に取り組まれない。

【消防総務課】

けました。

また、相模原市消防団に対し、提出書類及び添付資料の確認を徹底するなど再発防止の依頼を行い、7月19日に行われた「相模原市消防団方面隊長会議定例会」の場において各分団を統括する方面隊長に対し、報告書の記載例等が示された「相模原市消防団運営交付金の執行について」が配付され、消防団長から改めて書類の確認を徹底するよう再発防止に係る指示が行われました。

今後については、全ての所属職員が補助金等事務の重要性を再認識し、消防団からの提出書類を受領する全ての所属において遺漏なく確認作業を実施できるようチェック体制の見直しを行い、再発防止に努めます。

【消防総務課】